

平成 30 年度第 1 回都市計画審議会議事録

日時：平成 30 年 11 月 22 日（木）10 時 00 分から 11 時 10 分

場所：門真市役所別館 3 階 第 3 会議室

出席者：

（門真市都市計画審議会委員）13 名中 12 名出席

田中会長、大谷会長代理、相原委員、石原委員、佐久間委員、中野委員、池田委員、今田委員、内海委員、堀尾委員、熊本委員、原委員

（事務局）11 名

まちづくり部 木村部長、小野次長

都市政策課 橋本課長、岩田参事、金森課長補佐、石水主任、米元係員
砂川係員

議題案件：

議案第 1 号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

議案第 2 号 東部大阪都市計画下水道の変更

議案第 3 号 東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

議案第 4 号 東部大阪都市計画道路の変更

司会	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none">・門真市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づく本審議会の成立の報告・市長挨拶・委員紹介・事務局紹介・資料確認・会長、会長代理の選出・常務委員の選出
事務局	<p>議案第 1 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明させていただきます。</p> <p>失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>1 ページをお願いします。市長から都市計画審議会会長に対しての付議書でございます。生産緑地地区の変更について付議されたものであります。</p> <p>次に、2 ページをお願いします。本案件に係る計画書でございます。生産緑地地区「柳田－1」から「三ツ島－19」の 4 地区について廃止及び区域変更をおこなうものであります。詳細は後ほど説明させていただきます。</p>

次に、3ページは理由書でございます。読み上げさせていただきます。

「柳田-1の生産緑地地区において、公共施設等の用地に供された部分を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

また、岸和田-6の一部、岸和田-7及び三ツ島-19の生産緑地地区において、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者の死亡及び故障に伴う買い取りの申出がありましたが、庁内関係各課に買い取りの希望がなく、他の農業従事者への斡旋も不調に終わりましたので、岸和田-6を区域変更、岸和田-7及び三ツ島-19を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

次に、4ページは、都市計画手続きにおける大阪府からの意見書でございます。本案件につきましては、異議なしの回答を頂いております。以上が、議案書の説明でございます。

引き続き、本案件についてパワーポイントを使用し、詳細について説明させていただきます。

お手元の資料4、審議案件説明資料の「議案第1号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」及び前の画面をご覧ください。

はじめに、生産緑地地区制度の概要をご説明いたします。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地が持っている緑地機能に着目し、「公害又は災害の防止」、「農業と調和した都市環境の保全」などに役立つ農地を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図る制度でございます。

地区指定の要件につきましては、生産緑地法第3条に規定されており、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適したものであること、一団で500㎡以上の規模の区域であること、用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものと定められております

生産緑地地区に指定されると、農地等として適正に管理する義務のほか、建築物などの新築、改築または増築や、宅地造成などの土地の形質の変更の行為について、一定の制限がかかります。ただし、公共施設等の設置もしくは管理にかかる行為につきましては、この限りではないとされております。

税制措置につきましては、原則、固定資産税は農地課税となり、相続税等の納税猶予を受けることが可能となります。

買取申出の要件につきましては、法第10条の規定により、都市計画法の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、農業の主たる従事者が死亡した時、若しくは、従事することを不可能にさせる故障をしたとき

となっております。

それでは、本案件についてご説明いたします。柳田町地内に位置する柳田－１、東江端町地内の岸和田－６、岸和田－７、三ツ島５丁目地内の三ツ島－１９の４箇所であります。

次に、新旧対照表であります。柳田－１は生産緑地地区内に公共施設等が設置されたことにより、約０.１０ha 廃止します。岸和田－６、岸和田－７につきましては、主たる従事者の死亡による買取申出により、岸和田－６は面積が約０.１５ha から約０.０７ha へ変更し、岸和田－７は約０.０７ha 廃止します。三ツ島－１９につきましては、主たる従事者の故障による買取申出により、約０.２４ha 廃止します。

市内全体の生産緑地地区につきましては、地区数は 75 地区から 72 地区となり、面積が約 17.66ha から約 17.17ha へ変更するものであります。

次に、柳田－１の廃止に至った経緯についてであります。「柳田－１」地区について、特定養護老人ホームの設置申出があり、生産緑地法第 8 条ただし書き及び施行令第 1 条第 2 項に定める公共施設等と認められたため、平成 28 年 10 月 1 日から着工し、平成 30 年 4 月 16 日に完了報告があったため、柳田－１地区を廃止するものであります。こちらが柳田－１の状況であります。図の斜線の区域に特別養護老人ホームケアホームちどりが設置されております。

次に、岸和田－６、岸和田－７の区域変更と廃止についてであります。平成 30 年 4 月 3 日付けで、法第 10 条に基づく、主たる従事者の死亡による買取申出がありました。この申出を受けまして、庁内関係部局に対し、当該地区の買取希望の有無を照会したところ、買取りの希望がない旨の回答でありました。その後、法 13 条の規定に基づき、本市農業委員会を通じまして、他の農業従事者へ取得の斡旋を行いました。申出者がございませんでした。このため、平成 30 年 7 月 3 日に、行為の制限の解除がされており、岸和田－６地区の区域変更及び岸和田－７地区を廃止するものであります。こちらが岸和田 6、岸和田 7 の状況であります。岸和田 6 の 0.07ha は所有者が区域変更になります。

次に、三ツ島－１９の廃止についてであります。平成 30 年 7 月 17 日付けで、法第 10 条に基づく、主たる従事者の故障による買取申出がありました。この申出を受けまして、庁内関係部局に対し、当該地区の買取希望の有無を照会したところ、買取希望がない旨の回答でありました。その後、法 13 条の規定に基づき、本市農業委員会を通じまして、他の農業従事者へ取得の斡旋を行いました。申出者がございませんでした。このため、平成 30 年 10 月 17 日に行為の制限が解除されており、三ツ島－１９地区を廃止す

	<p>るものです。こちらが三ツ島-19の状況であります0.24haを廃止するものであります。</p> <p>最後に、本案件における都市計画の手続きについてですが、平成30年10月18日に大阪府から異議無しとの回答を得ております。同日から11月1日まで都市計画案の縦覧を行い、意見書の提出もありませんでした。本日の審議会で承認をいただき、すみやかに都市計画変更を行う予定としております。</p> <p>簡単ではございますが、議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。これより審議に入ります。ご質問・ご意見のある方はよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>今回、生産緑地が廃止される4地区について、審議会で承認されますと地目が変わることになるのでしょうか。また、タイミングはいつぐらいになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>生産緑地の行為の制限が解除されると、土地利用が可能になりますが、地目の変更につきましては、農業委員会等での手続きの後、宅地として利用されるという運びになります。</p>
委員	<p>わかりました。柳田町のケアホームはすでに介護施設が建設されて開業もされていますが、この場所の地目はどのようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>すでに建設されているので、地目変更はされております。</p>
委員	<p>現在は生産緑地だけれども、公共施設等として建設されて、すでに宅地へ地目も変更されているということですか。</p>
事務局	<p>基本的には建設するときには宅地化され、そこから課税されるということになりますので、本審議会の前に宅地に変更されていると思います。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。基本的には、生産緑地地区のまま建設されて、その後、審議会で変更ということですね。他にご意見・ご質問ありますでしょうか。</p>

	<p>うか。</p> <p>意見がないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次の審議に移りたいと思います。</p> <p>議案第2号「東部大阪都市計画下水道の変更について」事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「東部大阪都市計画下水道の変更」について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。5ページをお願いします。市長から都市計画審議会会長に対しての付議書でございます。東部大阪都市計画下水道の変更について付議されたものであります。</p> <p>次に6ページをお願いします。本案件に係る計画書と理由でございます。都市計画第一号下水道を廃止するものであります。理由につきましては、都市下水路西三荘集水区は昭和43年に、降雨時に本流域内の浸水被害が著しいため計画決定されたものであるが、下水路の計画を公共下水道の雨水計画と変更し、公共下水道として管理を行うため、都市計画第一号下水道を廃止するものです。</p> <p>次に7ページは、都市計画手続きにおける大阪府からの意見書でございます。本案件については、「異議なし」の回答を頂いております。以上が議案書の説明でございます。</p> <p>引き続き、本案件についてパワーポイントを使用し、詳細の説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料4、審議案件説明資料の「議案第2号 東部大阪都市計画下水道の変更」及び前の画面をご覧ください</p> <p>はじめに、都市下水路の概要についてご説明いたします。</p> <p>下水道とは、下水道法の中で、公共下水道・流域下水道・都市下水路と大きく3つに分類されており、都市下水路については、公共下水道事業を実施</p>

していない市町村において、市街地の雨水を排除する目的で、終末に下水処理施設を設けずに、河川等に放流するものであります。公共下水道の整備に先立ち、雨水整備を早急に行う必要がある場合に、都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するものであります。

次に、都市計画第一号下水道の概要についてであります。昭和43年12月28日に守口市、門真市、大阪市の浸水被害に対応するため、都市水管渠及びポンプ場について都市計画決定されたものであります。

管渠と集水区の全体図であります。都市水管渠につきましては、守口市・門真市・大阪市を南北に縦断し、西三荘抽水所よりポンプ設備により寝屋川へ放流しております。集水区は、守口市が約645ha、門真市約164ha、大阪市約1ha未満となっております。

次に、門真市決定の内容についてであります。門真市の北西部の一部地域を西三荘集水区として位置付けしており、本町地内～堂山町地内の下水管渠を利用し、降雨時の雨水を排水するものとなっております。

現況写真であります。西三荘下水路は暗渠化され、表面は歩道や車道として利用されております。また、下水路につきましては、公共下水道が整備されたことにより、雨水等の流入はない状況であります。

次に、公共下水道の状況であります。公共下水道につきましては、昭和43年以降、各市で公共下水道の都市計画決定を行っており、西三荘集水区域内につきましては、全ての区域が公共下水道として計画決定されております。

公共下水道の状況であります。昭和45年の第1回変更の際に、大字門真を除く全域で公共下水道の都市計画は計画決定されております。大字門真につきましては、パナソニックが存在しており、パナソニック全体として守口市域における公共下水道区域と位置付けされております。

次に、公共下水道の整備状況であります。都市計画決定後、公共下水道事業を実施してきており、緑色で着色された区域が公共下水道の区域として、すでに供用開始されております。

次に、廃止の経緯であります。都市計画第一号下水道は昭和43年に西三荘集水区の浸水被害に対応するため決定されましたが、公共下水道の普及に伴い、公共下水道の整備に先立ち都市計画決定された都市下水道の第一号下水道を廃止するものであります。

次に、新旧対照表であります。門真市域における、都市計画第一号下水道、西三荘集水区約164.3ha及び本町地内から堂島町地内に位置する西三荘下水路を廃止するものであります。なお、大阪市・守口市の都市計画第一号下水道については、大阪市では昨年度に廃止済みであり、守口市では、本市と

	<p>同様に今年度中の廃止に向けた取組みを進められております。</p> <p>最後に、都市計画手続きのスケジュールについてであります。平成30年9月28日に大阪府から異議なしとの回答を得ており、9月28日から10月12日まで都市計画変更案の縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>本日の審議会にて承認をいただき、すみやかに都市計画変更の告示を行う予定としております。</p> <p>簡単ではございますが、議案第2号「東部大阪都市計画下水道の変更について」の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。説明は終わりました。これより、審議に入ります。ご質問・ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>この下水道について、これまでどういう形で使われていましたか。</p>
事務局	<p>昭和43年の都市計画決定当時、先程パワーポイントでお示ししました地域は、洪水の浸水被害が多くありましたので、都市計画決定後に大阪市の末端にポンプ場を設置して、一級河川の寝屋川へ排出していたものでございます。現在は、公共下水道が設置されたことにより、門真市の雨水は全て公共下水道に排出されていますが、守口市の雨水についてはまだ利用しております。</p>
委員	<p>下水道を廃止すると、どうなりますか。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>先程お示ししたとおり、機能としては現況と変わりません。都市下水路と公共下水路の集水区域が都市計画上、重複しているということで、都市下水路としては、都市計画を廃止するというところでございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。他に質問等はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今の質問と関連するのですが、都市計画の位置付けを外すのは分かりますが、実際は水が流れている。都市計画を廃止後の維持管理はどのようになるか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>門真市の水路に関しては、本市で管理します。一番下流にありますポンプ場につきましては、元々、大阪市、守口市、門真市、3市で都市計画決定を行って、分担金によって運営されているので、それに関しては引き続き管理</p>

<p>会長</p>	<p>を行っていきます。</p> <p>ありがとうございます。都市計画は廃止されるけれど、管理は行っていくということですね。他に、意見はありませんか。</p> <p>意見がないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「東部大阪都市計画下水道の変更について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第2号「東部大阪都市計画下水道の変更について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の審議に移りたいと思います。議案第3号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」、議案第4号「東部大阪都市計画道路の変更について」は、この2議案については、大阪府決定の諮問案件であり、相互に関連していることから、一括して審議をおこないたいと思います。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号及び4号は、大阪府決定の都市計画であり、相互に関連性があることから、一括してご説明させていただきます。</p> <p>失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>8ページをお願いします。議案第3号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について、門真市長から本審議会会長に対しての諮問書でございます。</p> <p>次に、9ページをお願いします。本案件に係る計画書でございます。大阪モノレールを変更するものでありますが、詳細の内容については後ほど説明させていただきます。</p> <p>10ページをご覧ください。理由書でございます。読み上げいたします。</p> <p>『大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを変更するものである。』</p> <p>次に、11ページ目は、大阪府知事から門真市長に対しての意見照会の公文書の写しでございます。</p> <p>続きまして、12ページをお願いします。議案第4号「東部大阪都市計画</p>

道路の変更」について、門真市長から本審議会会長に対しての諮問書でございます。

次に、13 ページをお願いします。本案件に係る計画書でございます。内容については後ほど説明させていただきます。

14 ページをご覧ください。理由書でございます。読み上げいたします。

『都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、3・1・223-1号大阪中央環状線及び9・7・223-1号大阪モノレール専用道の区域を変更するものである。』

次に、15 ページ目は、大阪府知事から門真市長に対しての意見照会の公文書の写しでございます。

以上が、議案書の説明でございます。

引き続き、本案件についてパワーポイントを使って詳細を説明させていただきます。お手元の資料4の審議案件説明資料「議案第3号東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」「議案第4号東部大阪都市計画道路の変更」及び前の画面をご覧ください。

はじめに大阪モノレール延伸事業についてご説明します。大阪モノレールは、大阪都心部から放射線状に形成された既存鉄道を環状方向に結節することにより、広域的な鉄道ネットワークを形成することを目的として整備された都市高速鉄道であります。現在、大阪空港駅から門真市駅までの本線と万博記念公園駅から彩都西駅までの彩都線を結ぶ延長28km、計18駅で構成され、京阪本線など6路線と接続しております。

延伸事業は今後、さらなる交通利便性の向上や沿線地域の活性化などの観点で鉄道ネットワークの充実を図るため、門真市から東大阪市の瓜生堂まで延伸するものであります。

次に、延伸区間の詳細についてであります。延伸区間の延長は、門真市駅から瓜生堂までの約8.8kmであり、新たに、大阪メトロ鶴見緑地線、JR学研都市線、近鉄けいはんな線、近鉄奈良線と接続し、接続箇所には、モノレールの新駅を設置する計画案となっております。

門真市域につきましては、大阪メトロ鶴見緑地線と接続し、門真南駅付近にモノレールの新駅が設置される予定であります。モノレール新駅の各駅間を結ぶルートについては、大阪中央環状線などの道路空間を通すことを基本としており、走行性、経済性、施工性などを考慮した上で設定されています。

次に、モノレールの通る位置及び区域についてであります。画面は今回の延伸区間のうち、代表的な断面を表したものであり、北から南を向いたときの模式図となっております。

モノレールの導入位置は、近畿自動車道と中央環状線の本線との間を基本

としておりますが、駅との接続や近畿自動車道と中央環状線の本線との間に導入空間がない場合には、分離帯あるいは歩道の中に設置することとしています。特に、歩道等にモノレールを設置する場合は、イメージ図のように、側方空間を確保する必要があることから、用地買収が必要となります。既存の道路幅員を拡幅するものでありますので、用地買収後は道路として管理されます。ここまでが大阪モノレール延伸事業の概要になります。

次に、都市計画の変更内容についてご説明いたします。①は都市高速鉄道大阪モノレールのルートを表しております。②の大阪モノレール専用道は、モノレール車両を支えるための軌道や支柱などの構造物を道路の一部として整備することから、計画するものです。③の大阪中央環状線については、先程ご説明しましたとおり、側方空間を確保するため、赤い丸印を表示している箇所が、大阪中央環状線の幅員と区域を変更する箇所となります。

次に、東部大阪都市計画都市高速鉄道変更の新旧対照表であります。大阪モノレールの終点を門真市新橋町地内から大阪市鶴見区安田二丁目地内へと変更し、区域を約 1,320m から 5,080m に延長するものです。また、主要施設として（仮称）門真南駅が門真市三ツ島 2 丁目地内に追加されるものであります。

次に、東部大阪都市計画道路の変更の新旧対照表であります。大阪モノレール専用道につきましては、先程の高速鉄道の変更と同じく、終点を門真市新橋町地内から大阪市鶴見区安田二丁目地内へと変更し、区域を約 1,320m から 5,080m へ延長するものです。また、大阪中央環状線につきましては、門真市域の一部区間において、幅員等の変更を行うものです。

次に、位置等の詳細の内容について、拡大図を用いて説明いたします。現在、大阪モノレールは、門真市駅から約 200m 南にある門真市公民館付近まで完成しております。

今回の計画では、ここから大阪中央環状線に沿って南に延伸します。松生町南側までの区間には、大阪中央環状線に分離帯がなく、モノレールを設置できる空間がないことから、歩道にモノレールを導入する計画となっております。このため、松生町交差点の北側と南側において、モノレールの側方空間を確保するため、大阪中央環状線の幅員を拡幅することとしております。これは、中央環状線と国道 163 号との門真市松生町交差点南側付近から、北から南を見たイメージ図です。黄色で囲われた歩道等にモノレールを通す計画となります。先程も説明しましたが、歩道等に設置する場合は、道路拡幅が必要となります。具体的には、画面左部分の中央環状線拡幅が必要となります。

次に、松生町と桑才新町との境界付近から南側には、中央環状線に分離帯

があることから、モノレール本線がそちらにシフトされます。さらに南伸し、門真インターチェンジ出口付近から、近畿自動車道と中央環状線の本線との間に空間があることから、そちらにモノレール本線がシフトされます。こちらが近畿自動車道の門真インターチェンジ出口付近を北から南に見たイメージ図です。

次に、府道深野南寺方大阪線の上空を通過し、門真ジャンクション北側付近まで近畿自動車道と大阪中央環状線の本線との間を進みます。

次に、門真ジャンクション内の大阪中央環状線の東側付近に（仮称）門真南駅を設置することから、大阪中央環状線の東側に向けて、モノレールがシフトされます。また、門真ジャンクションの北側、南側において、モノレールの側方空間を確保するため、中央環状線の幅員を拡幅することとしております。

こちらは門真ジャンクション、門真南駅付近を東側から見たイメージ図です。画面中央に示してあります通り、この位置に新駅（仮称）門真南駅を設置予定です。以上が、都市計画変更内容の説明になります。

次にスケジュールについてご説明いたします。門真市内では7月9日に都市計画素案についての説明会が行われ、その後、大阪府の都市計画素案について皆様のご意見を頂く場として、8月10日に公聴会が開催されました。公聴会においては、門真市域に係る公述申出が1件ありましたので、後程ご説明させていただきます。

11月に都市計画変更案の縦覧及び意見書の募集を行うとともに、本日の門真市都市計画審議会でのご審議を経て、来年2月に大阪府都市計画審議会、3月に都市計画変更の告示予定となっております。

最後に、8月10日に開催した公聴会における公述の要旨と大阪府の見解についてご説明します。詳細につきましては、配布資料の最終頁のほうにも添付しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

公述の要旨につきましては、モノレール延伸事業に伴って、門真南駅周辺において、開発が進むことを期待しているため、本都市計画案に賛成である。大阪万博やI Rの誘致、淀川左岸線延伸部の開通、大型商業施設の計画等が2025年前後に向けて進められていることから、門真市駅と（仮称）門真南駅間の部分開業をお願いしたい。2029年に全線同時開業するよりも、投資効果が得られるはずであり、早期に償却開始が実現できるのではないかとのご意見がありました。

これに対する大阪府の見解については、現在の車庫は吹田市千里万博公園の1か所のみで、車庫に空きがないことから、増設する必要がある。車庫用地として確保できる公共用地が門真市域以北にはないため、終点の（仮称）

	<p>瓜生堂駅の北側に車庫を設置する計画としている。全線を同時に整備することにより、目標時期に全線一括して開業できるよう事業を進めたいと考えている。以上が、大阪府の見解となっております。</p> <p>簡単ではございますが、議案第3号及び4号の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。説明は終わりました。これより、審議に入ります。ご質問・ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>今の説明の中で門真南駅まで早期開業の要望があったということでしたが、瓜生堂駅のほうに車庫を作るので、全線一括開業という府の見解がありました。時期尚早で申し訳ありませんが、門真市駅と門真南駅の間にもう一駅作ってほしいという声が聞こえてきています。守口市と協力して推進するのでしょうか、現状について分かる範囲で教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>中間駅の検討について、現在の都市計画の中では中間駅の計画はありませんが、近隣で大型の開発の動きもあるということで、守口市と協力して中間駅を設置した場合の整備効果などについてこれから検討していくという動きがあります。また、そちらの大型開発の事業者とも連携して中間駅の設置の要望もございます。</p>
委員	<p>この審議会の後に、この話がまた出てくると理解しておいたらいいですか。</p>
事務局	<p>効果検証の結果次第ですが、中間駅実現の方策に向けて進むようであれば、都市計画の変更という手続きで審議会にお諮りするという動きになると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にご意見ありますか。</p>
委員	<p>先程の大阪府の見解で、目標時期に全線一括で開業できるようにとありますが、その時期はいつになりますか。</p>
事務局	<p>全線開業の予定としましては、平成41年、西暦では2029年ということで、およそ10年後の全線一括開業を目指していると聞いております。</p>
委員	<p>分かりましたが、少し遅いように思います。</p>

委員	他の委員の意見にもありましたが、中間駅が検討されているということで、状況は今後変わる可能性もあるとのことですが、部分開業を望まれている市民も多い中、府の見解のような状況があるということも理解できます。しかし、今後門真市の地域の状況が変わってくると思うので、この部分開業については府にも要望をしていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。
委員	延伸の工事は、基本的に北と南から同時に着工するという認識でよろしいでしょうか。
事務局	現在事業計画の詳細部分は、明らかになっておりませんが、今回の区間については中央環状線を使って、用地買収も不要な箇所も多いので、出来る区間から工事を進めていくと聞いておりますので、そのあたりも全線一括開業の理由のひとつかなと思っております。
委員	分かりました。最後にありました公述の要旨のところ、門真市駅から門真南へ着工していく中で、部分開業出来ないかという意見があり、車庫が万博の1箇所ですら満車の状態なので入れることが出来ない。もし、部分開業するとしたら増設する必要があるということで、最終駅の瓜生堂駅で収容能力を備えた車庫を作って一括開業したいという府の見解も理解はできます。例えば、部分開業について地域の声が多くあったので何とかして欲しいとなると、万博の車庫を増設しなくてはならないという課題が出てくると思うのですが、もし増設するとしたら費用はどこが持つことになるのでしょうか。大阪府の見解からすると、実質部分開業は厳しいと考えていいのでしょうか。
事務局	車庫の増設につきましては、分担の加減とかもあると思いますが、大阪高速鉄道のほうでご検討いただくと考えております。
委員	一応分かりました。
委員	道路拡幅によって土地買収にかかる地権者の御意向というのは、どのような様子でしょうか。
事務局	地権者個別の状況というのは、市では把握しておりません。7月頃に地元の方への説明会が実施されており、用地交渉については、事業決定等を行っ

	<p>た後、個別に行うと大阪府から聞いております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。車庫を拡大するということは、用地を増やさなければいけないことのほうが問題だと感じます。</p>
事務局	<p>大阪府の見解にもありますように、車庫の適切用地が無い中で、ご要望は承っているが、なかなか厳しいということです。</p>
会長	<p>委員の皆様の意見でもありましたように、中間駅が出来たとして、2 駅だけであれば部分開業の可能性はあるかと思うので、審議会の議事録の中に入れていただけたらと思います。他に、ご意見はありませんか。</p>
委員	<p>用地買収は何年度までに完了するなど、具体的なスケジュールはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>詳細なスケジュールは示されていませんが、開業時期は 2029 年としておりますので、工事期間などを考えると事業決定した後に用地交渉という運びになると思います。</p>
委員	<p>部分開業と一括開業とあるが、部分開業してモノレールの軌道が出来てから、新しく中間駅を作るのは難しいように思います。新駅は商業施設の用地の中に出来ると思いますが、商業施設の話を進めつつ、一括開業のほうが次の中間駅を作る上で良いと私は思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>効率等を考えると、開業までに整備することが望ましいですが、それも踏まえ今後検討していくというところです。</p>
委員	<p>中央環状線を拡幅するための用地買収があると思いますが、ほとんどがパナソニックさんの土地ですね。</p>
事務局	<p>先程お示しした拡幅部分について、一番面積が大きいのは松生町のパナソニックさんの跡地です。</p>
委員	<p>門真市としてもパナソニックさんに申し出て、出来るだけ協力をしてほしいということで、進めていただきたい。</p>

事務局	現在は、パナソニックさんから三井不動産さんに売却されている状況でございます。
委員	今回のところだけでなく、京阪電車沿線北側にもパナソニックさんがありますので、今後も門真市の発展の為に協力してほしいということで要請してください。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。
委員	大型商業施設が建設予定であるということですが、商業施設とモノレール一括開業出来れば、新駅もこの位置にというような話がお互いにできるはずですが、しかし、商業施設が先にできてしまうと思うので、タイムラグが出てきてしまうと思います。守口市と協力して委託で中間駅周辺の効果等の市場調査をされているということで、2月の大阪府の審議会までには一定の方向性は出ないと思いますが、今後、市場調査の結果が出てきたら、しっかり反映していきけるような要望をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 意見が無いようですので、皆様の意見を総合しますと、先程の計画の中のモノレールの延伸部分はすべて他の鉄道との結節点にしか新駅ができませんので、そうなる利用するお客さんが全て外に逃げていってしまうのではないかと、中間駅を門真市に作ることによって門真市が発展することになるのではないかと、それも考えて先に部分開業していければ良いなというところだと思います。 それでは、お諮りいたします。 議案第3号、第4号の2議案につきまして、原案のとおり承認することによってよろしいですか。
委員	出来れば意見付きをお願いします。お願いします。
会長	意見を入れるということは、できるのでしょうか。
事務局	本審議会の議事録できちんと残させていただいて、本議案とは、別として府へ要望するなど取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員	反対意見ではないですが、こういう意見があったということを大阪府にも伝えていってほしいと思います。
会長	では、そのような形でよろしく願いいたします。それでは、今回の議案は、原案とお認承するという事でよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号、第4号の議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございます。以上で審議はすべて終わりました。議事の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しします。
司会	会長、皆様、ありがとうございました。本日の議案につきましてご審議を賜りましたことをお礼申し上げます。これで平成30年度第1回門真市都市計画審議会を終了いたします。